

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年12月18日(2014.12.18)

【公表番号】特表2013-543760(P2013-543760A)

【公表日】平成25年12月9日(2013.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2013-066

【出願番号】特願2013-538845(P2013-538845)

【国際特許分類】

A 6 1 L	27/00	(2006.01)
A 6 1 K	35/12	(2006.01)
A 6 1 K	35/407	(2006.01)
A 6 1 K	38/27	(2006.01)
A 6 1 K	35/42	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
C 1 2 N	5/10	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)

【F I】

A 6 1 L	27/00	V
A 6 1 K	35/12	
A 6 1 K	35/407	
A 6 1 K	37/36	
A 6 1 K	35/42	
A 6 1 P	1/16	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	43/00	1 0 7
A 6 1 P	43/00	1 2 1
C 1 2 N	5/00	1 0 2
C 1 2 N	15/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月30日(2014.10.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象における器官の再生を強化するか又は開始させるために該対象の体の領域に投与するための、該器官に特異的な内皮細胞又は該器官に特異的な誘導内皮細胞を含む医療材料。

【請求項2】

前記器官が肝臓であり、かつ前記細胞が肝類洞内皮細胞(LSEC)又は誘導LSECである、肝内移植するための、請求項1に記載の医療材料。

【請求項3】

V E G F - A がさらに対象に投与される、請求項2に記載の医療材料。

【請求項4】

LSEC 又は誘導 LSEC が、 VEGFR2<sup>+</sup>VE-カドヘリン<sup>+</sup>VEGFR3<sup>+</sup>CD34<sup>-</sup>第VII因子<sup>+</sup>LSEC である、請求項2に記載の医療材料。

【請求項5】

肝細胞がさらに対象に投与される、請求項2に記載の医療材料。

【請求項6】

前記器官が肺であり、かつ前記細胞が肺毛細血管内皮細胞(PCEC)又は誘導PCEC である、静脈内又は気管内移植するための、請求項1に記載の医療材料。

【請求項7】

MMP14、VEGF-A、又はFGFの1つ又はそれ以上がさらに対象に投与される、請求項6に記載の医療材料。

【請求項8】

前記PCEC又は誘導PCECがMMP14を発現する、請求項6に記載の医療材料。

【請求項9】

肺の再生をさらに強化するために該対象に投与するための上皮前駆細胞をさらに含む、請求項6に記載の医療材料。

【請求項10】

前記肝細胞を肝類洞内皮細胞と共に培養することによって培養中の前記肝細胞を増大させる方法。

【請求項11】

肺上皮前駆細胞を肺毛細血管内皮細胞と共に培養することによって培養中の前記肺上皮前駆細胞を増大させる方法。

【請求項12】

対象における器官の再生を強化するか又は誘導するために該対象に投与するための、 VEGF-A、VEGF-E、FGF-2、MMP14、EGF、又は他のEGF-受容体リガンドの1つ又はそれ以上を含む医療材料。

【請求項13】

再生を必要とする器官が肝臓である、請求項12に記載の医療材料。

【請求項14】

再生を必要とする器官が肺である、請求項12に記載の医療材料。

【請求項15】

器官再生を必要とする対象に投与するための医薬組成物であって、該器官に特異的な単離された内皮細胞、又は該器官に特異的な単離された誘導内皮細胞を薬学的に許容しうる担体と組み合わせて含む、上記医薬組成物。

【請求項16】

前記内皮細胞又は誘導内皮細胞が自己細胞である、請求項15に記載の医薬組成物。

【請求項17】

器官が肝臓であり、かつ細胞が VEGFR2<sup>+</sup>VE-カドヘリン<sup>+</sup>VEGFR3<sup>+</sup>CD34<sup>-</sup>第VII因子<sup>+</sup>LSEC である、請求項15に記載の医薬組成物。

【請求項18】

VEGF-A、VEGF-E、FGF-2、EGF、又はMMP14の1つ又はそれ以上をさらに含む、請求項15の医薬組成物。

【請求項19】

器官が肺であり、かつ細胞が VEGFR2<sup>+</sup>VE-カドヘリン<sup>+</sup>CD34<sup>+</sup>CD31<sup>+</sup>FGFR1<sup>+</sup>PCEC である、請求項15に記載の医薬組成物。

【請求項20】

VEGFR2<sup>+</sup>VE-カドヘリン<sup>+</sup>VEGFR3<sup>+</sup>CD34<sup>-</sup>第VII因子<sup>+</sup>細胞である細胞を単離することを含む、肝特異的内皮細胞を単離する方法。

【請求項21】

VEGFR2<sup>+</sup>VE-カドヘリン<sup>+</sup>CD34<sup>+</sup>CD31<sup>+</sup>FGFR1<sup>+</sup>細胞である細胞を単離することを含む、肺特異的内皮細胞を単離する方法。